

岡村社会福祉論の論理構造と課題

－ 『社会福祉原論』（1983年）を通じて－

平 川 毅 彦

新潟青陵大学看護福祉心理学部福祉心理学科

The Logical Structure of Okamura's Social Welfare Theory and Its Challenges
: Revisiting *Principles of Social Welfare* (1983)

Takehiko Hirakawa

NIIGATA SEIRYO UNIVERSITY DEPARTMENT OF SOCIAL WELFARE AND PSYCHOLOGY

要旨

本論では、岡村重夫の『社会福祉原論』（1983年）をテキストとし、「社会福祉固有の視点」にもとづく岡村社会福祉論の論理構造を検討し、発展的検討に向けた課題の一端を明らかにした。岡村の社会福祉論の特徴は、（１）「法律による社会福祉」と「自発的な社会福祉」との批判的協力関係、（２）「社会生活の基本的要求」と「社会関係の主体的側面」に基づく「社会福祉固有の視点」、（３）「社会福祉固有の視点」から導き出される援助の原理、という３点にまとめることができる。岡村社会福祉論の更なる展開のために以下のような課題が引き出される。社会福祉は後戻りすることなく単線的に発展するのか。社会生活の基本的要求は今日においても妥当性を持ちうるのか。社会福祉固有の視点から導き出される援助は実際に有効なのだろうか。そうした援助を有効なものとしうる社会構造上の課題とはいかなるものなのか。生活当事者の視点を中心に据えた検証作業によって、岡村社会福祉論の発展は可能となる。

キーワード

社会福祉、岡村重夫、社会福祉固有の視点

Abstract

This paper considers Shigeo Okamura's *Principles of Social Welfare* (1983) by discussing the logical structure of Okamura's social welfare theory, as grounded as a "unique social welfare perspective", and then elucidates some of the challenges to its further development. The features of Okamura's social welfare theory may be summarized as follows: (1) a critical collaboration between "legislated" and "voluntary" models of social welfare, (2) a "unique social welfare perspective" grounded in the "basic requirements of social life" and "subjective aspects of social relations", and (3) the principles of assistance that are derived from this "unique social welfare perspective." To further the development of Okamura's social welfare theory, the following questions arise. Does social welfare develop irrevocably along a single track? Can the basic requirements of social life still have any validity today? Is the assistance derived from his unique social welfare perspective effective in actual practice? What sort of challenges to social structures could render such assistance effective? By corroborating such challenges with a focus on the ordinary people's perspectives, it will be possible to facilitate the further development and expansion of Okamura's social welfare theory.

Key words

Social Welfare, Okamura Shigeo, Unique Social Welfare Perspective

I はじめに

社会福祉とは、何を対象として、どのような意味内容を持っているのか。この根源的な疑問に対して正面から対峙するものが社会福祉原論である。しかし、社会福祉士受験資格取得に際しての指定科目から、こうした名称の科目が実質的に消え去っている。社会福祉というアイデンティティ自体が揺らいでいると言っても過言ではない¹⁾。本論は、こうした社会的風潮のなかで、1983年の創刊から今日に至るまで版を重ねている岡村重夫の『社会福祉原論』²⁾をテキストとして読み解く作業を通じ、岡村による「社会福祉固有の視点」にもとづく社会福祉論の論理構造を再確認するとともに、発展的検討に向けた課題の一端を明らかにしようとするものである。

日本において社会福祉を論じる場合、制度・政策論と方法・機能論に分けることが出来るとされてきた³⁾。前者の代表的な論者は孝橋正一⁴⁾であり、後者のそれが岡村重夫である。そして両者は「違った土俵」⁵⁾で社会福祉を論じている。資本主義社会の進展とそれに伴う生活上の課題が存在していることについては一致している。しかし、孝橋が資本主義社会の否定とそれに代わる社会を想定しているのに対し、岡村は資本主義社会を容認、ないしはその存続をめぐる議論とは距離をおいている。また、生活上の問題解決へのアプローチも、一方ではマクロな社会構造を、他方では個人を中心としたミクロな世界を出発点としている。孝橋と岡村とは「社会福祉」という意味内容のみならず、「社会」への立ち位置が異なっている。見えてくる景色は全く別のものである。こうした前提を踏まえることなく、全く性質の違うものに等しく「社会福祉」というレッテルを張り、両者のいずれかが優れているのかを比較検討することなど不可能である。

「社会福祉政策」は国や地方自治体を主た

る単位とする「大きな物語」である。この視点から見ると、個々人の具体的な生活などという「小さな物語」は取るに足りないことであろう⁷⁾。しかしながら、身体障害者を中心とした「自立生活運動」⁸⁾、精神障害者への支援の場としての「べてるの家」⁹⁾、乳児から高齢者まで対応する「富山型デイサービス」¹⁰⁾等、生活上の課題を抱えた具体的な「ひと」（当事者）を中心として社会とのかかわりに着目する支援のあり方は、岡村社会福祉論の有効性を示している。岡村社会福祉論の「立ち位置」と、そこから見えてくる「社会的景色」の検討は、今日における社会福祉の意義と課題を明らかにするうえでも重要な作業である。

II 合理性にもとづく社会福祉の発展段階

何よりもまず検討しなければならないのは、「いま」「ここ」における社会福祉のありかたである。一人ひとりへの支援のあり方とその社会的合理性を基準として、岡村による社会福祉の発展段階が設定される。「今日までの社会福祉の発展を、社会福祉自身がより有効な、また合理的な援助原則を求めてきた自己改造の過程として理解」する¹¹⁾。こうした前提に立つことで、「法律による社会福祉」に先行する、またこうした法律改正への原動力としての「自発的な社会福祉」の意義が明確にされる。

法律によらない民間の自発的な社会福祉（voluntary social service）による社会福祉的活動の存在こそ、社会福祉全体の自己改造の原動力として評価されなければならない。「法律による社会福祉」が法律の枠にしばりつけられて硬直した援助活動に終始しているときに、新しいより合理的な社会福祉理論による対象認識と実践方法を提示し、自由な活動を展開することのできるのは自発的な民間社会福

祉の特色である。それは財政の裏づけもなければ、法律によって権威づけられた制度でもない。しかしそのようなことは自発的な社会福祉にとって問題ではない。問題なのは、その社会福祉理論の合理性に裏づけられた新しい社会福祉的援助原則を、たとえ小規模であっても、これを実証してみせることであり、また「法律による社会福祉」の側がこれを謙虚に受けとめて法律を改正し、その時々社会福祉全体をいかにして発展させるかということである。¹²⁾

社会福祉の援助の現場における実践過程、つまり「自発的な社会福祉」と、「法律による社会福祉」との対応関係から「社会福祉の発展過程」は規定される。「法律による社会福祉」に先行するものとしての「自発的な社会福祉」の典型として（１）相互扶助（２）慈善・博愛事業がとりあげられる。そして、このような「自発的な社会福祉」は、「法律による社会福祉」に先行するものであると同時に、現代社会において新たな社会福祉の地平をきりひらく原動力ともなる。

【硬直化している、あるいは生活困難の正しい認識を持っていないという】このような「法律による社会福祉」の欠陥を指摘するだけでは、単なる社会福祉の評論にすぎない。必要なことは、これらの評論ないし批判を受けて、「法律による社会福祉」の欠陥を補充し、あるいはまったく別個の新しい社会福祉サービスを実践することである。それが現代の「自発的な社会福祉」である。鋭敏な社会感覚と弾力性をもった社会では、この「自発的な社会福祉」の成果をとり入れた新しい法律の改正が行われて、「法律による社会福祉」が拡大発展するはずである。しかし同時に、はたして社会生活上の基本的要求のすべてが、「法律による社会福祉」のなかに吸収しつくされうるものか

どうか、つまり法律に基づく福祉サービスで対応できるかどうかという問題も検討に値する課題である。¹³⁾

こうした「自発的な社会福祉」の意義を踏まえたうえで、「法律による社会福祉」の発展段階は（１）救貧事業（２）保護事業（３）福祉国家（４）社会福祉の限定（現代社会福祉）とされる。そこでの大きな分岐点は、「劣等処遇の原則」から「回復的処遇の原則」をへて「普遍的処遇の原則」へと至る処遇の変化であり、また「特定少数の社会的弱者」から福祉国家段階における「全ての国民」への社会福祉対象の拡大とそれに伴うサービス内容の不明確化、そして「新しい社会福祉の概念」の提起である。¹⁴⁾

「法律による社会福祉」の端緒的段階は救貧事業であったが、それは「劣等処遇の原則」を固執するあまりに、貧困者を再生産することによって、貧困問題の解決に失敗した。そして新しい段階としての保護事業へと発展する。その発展の原動力は、より合理的な生活問題の解決を求めてやまない社会福祉論理の整合性という内在的要求である。たしかに保護事業を特色づける「回復的処遇の原則」は、個人が貧困に陥った直接の原因を取りのぞくような処遇によって、貧困問題を解決するものであるから、それは「劣等処遇の原則」よりも合理的である。けれども貧困に陥る原因は個人的であるよりも、より多く社会的、環境的ないし制度的な欠陥によることを見いだされるやいなや、「回復的処遇の原則」の合理性は否定されざるをえない。こうして貧困をはじめとする生活問題のより合理的な解決を求めて、「福祉概念の拡大」すなわち福祉国家の「普遍的処遇の原則」に到達することになる。¹⁵⁾

ここで注意しなければならないのは、「福祉国家」段階をもって社会福祉発展の最終段

階とはされていないことであり、また「福祉国家」への批判がそれ以前の段階への後戻りを意味しない点である。

ところで福祉国家体制は、国民の各種の生活困難に対応する各種の専門的社会サービスの「一般的サービス」と「特殊的服务」の提供を、国民の権利として法制化する体制であるが、同時にそれはサービスの専門的分化や巨大化、規格化という官僚化をまぬがれることはできない。「社会福祉の限定」は、そのような社会サービスの官僚化に対する批判として現れたものであるから、それは「法律による社会福祉」の自己批判であることもあれば、また法律に対する対自的存在としての「自発的社会福祉」として発展することもありうるであろう。従って「社会福祉の限定」の発展段階においては、「法律による社会福祉」と「自発的社会福祉」の対立はなくなり、両者は総合されて批判的協力関係にまで発展しなくてはならないし、また発展しうるであろう。¹⁶⁾

こうして、「法律による社会福祉」と「自発的社会福祉」との批判的協力関係は、福祉国家以降における社会福祉を特徴付ける重要な意味を持つ。しかし、両者の関係性には「己自身を貫徹してやまないという生活者の要求を反映し、これに背景づけられた」「社会福祉の論理的整合性の要求の貫徹」が必要とされる。¹⁷⁾その実現のためには、次に述べるような「社会生活の基本的要求」と「社会関係の主体的側面」にもとづく社会福祉固有の視点が必須である。

Ⅲ 「社会関係の主体的側面」に基づく「社会福祉固有の視点」

岡村の視点は、生活困難を抱えるひとりひとりと寄り添ったものである。限りなく同じ

目線で、その人の生活上の課題を引き起こす社会制度との関係性を共に見極め、生活上の課題解決をはかる上で必須のもの、それが「社会福祉固有の視点」である。

ここで「社会福祉固有の視点」というのは、そこに立つことによって、いろいろの生活困難の中から、これこそが社会福祉問題であることを発見し、把えることのできる基本的な視角ないし立地点とでもいうべきものである。つまり社会福祉固有の対象領域ないし社会福祉問題を、他の社会問題から弁別して認識するためには、まず、その認識を可能にするような原理なり立場がなくてはならないであろう。このような原理があってはじめて、混沌たる生活問題の中から、社会福祉固有の問題をつかみとることができるのである。¹⁸⁾

社会福祉固有の視点は、こうした問題把握にとどまらない。「社会福祉固有の視点は、単に対象把握のための原理であるばかりでなく、同時に社会福祉的援助の原理でもある」¹⁹⁾のであり、さらに「生活問題の合理的な解決のためにも、この視点が必要不可欠」で、「この視点が失われれば、生活問題の本質的な解決はありえない、という必然性」をもっている。²⁰⁾そして、社会保障や医療、公衆衛生等から峻別され、同時に心理学や社会学とも一線を画す、いわば「社会福祉学の独立宣言」の第一段階として、「社会生活の基本的要求」という概念が提示される。

「社会生活の基本的要求」という概念は[中略]、生理的欲求と心理的欲求から成る「人間の基本的欲求」の概念を取りいれつつも、いわばその外周にある社会制度との関連から起こる条件を付けくわえて、われわれの社会生活の説明原理として使えるように再構成したものである。このような新しい概念を必要とする理由[は]、[中略]社会福祉固有の対

象領域が、単なる抽象的な生理的欲求や心理的欲求の充足、不充足の問題ではなくて、個人や集団の社会生活上の困難を問題とするからである。²¹⁾

次いで岡村は、既存の研究等を批判的に参照したうえで、「社会生活の基本的要求」として「経済的安定」「職業的安定」「家族的安定」「保健・医療の保障」「教育の保障」「社会参加ないし社会的協同の機会」「文化・娯楽の機会」という7要因を提示する。社会福祉的支援の対象者を特別扱いする「選別的処遇」ではなく、いかなる生活上の困難をかかえていたとしても、社会生活を営む「同じ人間」とみなす「普遍的処遇」という理念に裏づけられていることは言うまでもない。

これらの要求は、文字どおり基本的であって、老人、児童、障害者をも含むすべての個人のもつ生活上の要求であり、また一部をもって他に代えることのできないものである。われわれの社会生活とは、この7つの基本的要求を充足させるための過程にほかならないから、社会生活上の困難とは、これら7つの基本的要求を充足する過程の困難にほかならない。²²⁾

「社会生活の基本的要求」という概念の導入により、普遍的処遇理念に裏づけられた、現代社会における「社会福祉固有の視点」形成の端緒が記された。しかし、この視点は、「社会関係の主体的側面」によってはじめて意味あるものとなる。

「社会生活の基本的要求」という概念が用意されることで、「生活は、生活主体者たる個人ないし人間だけでもなく、生活環境たる社会制度でもなく、両者が交渉しあい、関連しあう相互作用そのもの」であり、「『社会生活の基本的要求』をもつ個人が、それぞれの要求に関連する社会制度を利用することによって、その基本的要求を充足する過程が、われわれの社会生活にほかならない」ことになる。²³⁾そして岡村は、社会生活を営むうえで

個人と社会制度との関係を「社会関係」と呼び、個人の側から見た「社会関係の主体的側面」こそが社会福祉固有の視点を形成する上で必須のものであることを明らかにする。

岡村は、「現代の分業社会においてはすべての個人は、『社会関係の基本的要求』を充足する最低限の社会生活をしてゆくためにも、多数の社会制度との間に多数の社会関係を取りむすばなくてはならない²⁴⁾」としたうえで、現代社会において個人が直面する生活上の課題が「社会関係構造」上の特徴から導き出されることを明らかにする。

元来、社会制度は社会成員の生活上の要求を充足させるための機構であると同時に、社会自身の存続・発展を可能にする組織である。この2つの要求を調和させるために、社会制度は個人の生活上の要求を充足するばあいに、個人に対して一定の社会的標準に従うべきことを強制するのである。[中略]その制度的機能を実行するのは制度的集団である。制度的集団の構造は一定数の地位 (social status) の配列からなる組織であって、この制度的集団に参加し、これを利用する成員はすべてこの配列された地位に応じた役割 (social role) を果さなければならない。この役割を果すことによって、その社会制度は制度としての固有の機能を果すと同時に、その成員個人も社会的地位を維持し、かつ生活上の要求を充足するのである。従って生活上の要求が多ければ多いほど、また制度的集団の機能が分業化されていればいるほど、個人は多数の制度的集団に所属して、そこで要求される役割を果さねばならない。しかもその要求される役割は、各制度的集団自身の分業化された機能によって規定されるものであるから、相互にはまったく関連もなく、もっぱら制度自身の論理と立て前に従って規定されたものである。²⁵⁾

分業が進展した現代社会にあって、各種の社会制度はひとりの個人に対して、個々別々の要求を行う。個人は、そうした要求を意識的にせよ無意識的にせよ「やりくり」して日常生活を営む。しかし、こうした「やりくり」を制度の側が十分に把握しているとは限らない。分業に沿って個人に関わる、いわば社会の側から状況を理解しようとするのが「社会関係の客体的側面」である。いわゆる「制度・政策論」の立場から語られる社会福祉は、こうした「客体的側面」から論じられている。これに対し、分割することのできない「個人」という側面から「社会生活の基本的要求」を理解しようとするのが「社会生活の主体的側面」である（社会関係の二重構造）。そして、岡村の論に従うのであれば、後者の側面こそが現代社会における生活上の問題点とその解決に向けた支援方法を引き出す重要な立ち位置となる。

高度に分業化された現代社会において、その分業制度から要求されるさまざまな役割を、あたかもピエロのように、その場その場の求めに応じてばらばらに実行することが現代社会生活の真相であるという認識では、そのピエロの悲劇を「悲劇」として理解することすらできないであろう。われわれが自動人形であることに不満をもつのは、われわれ自身が自動人形ではないからである。そしてわれわれを単なる自動人形たらしめないのは、社会関係の主体的側面を認識し、これを維持しようとするからである。²⁶⁾

IV 「社会福祉固有の視点」と援助の原理

社会関係の基本的要求とその主体的側面に着目することで、社会福祉的支援・援助のありかたは、「一部の人」を対象とした「特別なもの」から、「全ての人」を視野におさめた「あたりまえのもの」へと変貌を遂げた。

さらに、この視点は既存の社会制度の持つ課題や欠陥を指摘し、修正する原動力にもなる。

人々の生活は社会的に規定されているのであり（社会性の原理）、しかも社会生活の基本的要求を構成する7つの制度のすべてが満たされなければならない（全体性の原理）、社会生活の主体である個人の側からこうした状況が把握され（主体性の原理）、しかも生活は休むことができないのであり、その時点においては社会通念に反しているような内容であったとしても、その個人の生活上に必須とされるものは否定してはならない（現実性の原理）。そして、以上の4原理は「不可分のもの」²⁷⁾である。

社会福祉に関するかぎり、それ[生活困難]は社会生活上の困難にほかならない。純然たる個人の内面的生活としての宗教、信仰や思想上の問題は、社会福祉とは無関係である。社会福祉的援助は、援助対象者の宗教や思想のいかんにかかわることなく、彼の社会関係の困難のみを問題とし、これを純粹に援助するのである。社会福祉は宗教の伝道事業でもないし、思想教育の手段でもない。また社会関係から切りはなされた病気や心身障害も社会福祉の問題ではない。²⁸⁾

宗教的理念にもとづく社会福祉を展開してきた者にとっては許しがたい発想かもしれない。しかし、パターンリズムに陥ることなく、普遍的処遇に基づく支援は、個人の内面的生活とは異なる「社会生活上の困難」に着目し、そうした困難に直面している当事者のみならず、そうした当事者に関わる専門家としても必要なものである。

今後の生活問題対策は、社会福祉をも含めて、他の多くの専門分業制度の専門家によるチーム・ワークによる接近が常態化されると思われるが、このばあい社会福祉の視点の固有性と共同的行動性との関連を明確にすることが必要である。ま

た社会福祉が社会生活上の困難を問題にするということは、いかえれば、社会的存在としての人間生活を強調するものであり、そのかぎりにおいて生活問題の社会的方策による解決を強調する。個人の任意的慈恵による問題の解決は、社会福祉の解決ではない。社会福祉は社会的承認 (social sanction) を条件とするといわれるのは、その意味である。社会福祉のもつこの社会的人間像は、社会的存在ないし共同的存在としての人間であるから、生活問題の解決の援助は、問題の当事者による共同の解決ないしは問題当事者と援助者との共同の解決の援助でなくてはならない。このことから、社会福祉的援助においては、問題解決の結果と同時に、問題解決の過程を重視することを指摘しておかねばならない。この点は専門分業制度に属する生活関連施策のような問題解決の結果を重視するのと対照的である。²⁹⁾

社会的に規定されている生活当事者の困難は、「社会的」に解決されなければならない。分業の進展した現代社会にあっては、こうした分業に沿った社会関係を、生活当事者の視点に立ち、社会関係全体を視野におさめたいうで問題解決にあたるのが求められる。

社会福祉のねらう社会的人間像は、多数の社会関係を矛盾のないものとして調和させることによって、いずれの社会関係においても個人が全精力を投入して社会的役割を実行する人間である。つまり「後願の憂いなし」に社会人としての機能を果たしうるとような生活状況が、健全な社会生活の姿である。けっしてあちらにも、こちらにも「当たらず触らず」に過ごす八方美人的生活のことではない。このようにして社会関係の全体性の原理の示すものは、個人は1つの社会的役割を実行するのにも彼のもつ社会関係の全

体をもってあたるという事実である。そして専門分業制度は、その専門的視点の単一性にもかかわらず、その制度を利用する個人の生活は、その単一的視野ではとらえることのできない全体的なものであるという矛盾をかかえていることを自覚しなくてはならない。ここに、すべての専門分業制度の効果的運営のためには、生活の全体性を認識し、これを援助する社会福祉の協力を不可避とする理由を認めることができよう。古くからいわれてきたように、社会福祉では「貧困」ではなくて、「貧困者の生活」を、また病気ではなくて、「病人」を問題にするというのは、そのような意味である。また「生活の不可分割性」とか「悪循環」を捉えるのが、社会福祉の特徴であるといわれてきたのも、そのような意味であった。³⁰⁾

さらに、社会的分業に基づく要求充足の要として、主体者としての「個人」が想定される。

社会関係の主体的側面の第3の意味は、個人は多数の社会関係に規定されながらも、なおそれらの社会関係を統合する主体者であるということである。つまり多数の社会制度に規定されながらも、これらの多数の社会関係を統合し、矛盾のないものとしながら、社会制度の中から自分に都合のよいものを選択したり、時にはこれを変革するように働きかけて、社会人としての役割を実行する。そしてそのことによって、自分の生活を維持してゆく責任主体としての存在意義を示すが、社会関係の主体的側面の論理のもつ意味である。これを「主体性の原理」とよぶゆえである。³¹⁾

社会的に解決されなければならない生活困難状況を自覚し、社会との関係性からその問題を自身のものとして解決を図る。他の誰か

が答えを出してくれるのではない。「わたし」が主人公である。そして、主人公が演じる舞台としての社会が整備されなければならないことは言うまでもない。

社会関係の主体的側面を固有の視点とする社会福祉は、このような現代的社会状況の中で、個人の社会生活における主体的契機を明確にし、その自覚と実現を援助する社会制度ないし行為として存在しなくてはならない。従って社会福祉の対象とする生活上の困難は、この点に関するかぎりにおいて、単なる衣食住の欠乏ではなくて、生活主体者としての自己を自覚し、これを実現しえないことである。各種の生活関連施策の提供するサービスを、ただ受動的に受けとる権利が保障されていても、それだけのことでは社会福祉に固有の視点は実現されたことにはならない。むしろこれらの生活関連施策のサービスが、サービス利用者の自己決定によって選択されることや、サービスの運営や基本方針の決定に対して生活主体者の参加が保障されなければ、社会関係の主体的側面の意味は、真実に貫徹された³²⁾ということとはできない。

「社会性」「全体性」「主体性」という各原理にもとづく社会福祉固有の視点は、4番目の「現実性の原理」が加わることによって完結する。現実性の原理とは、生活当事者の基本的要求を貫くものである。

われわれの生活問題は、その問題の当事者にとっては、単なる理論的説明ではすまずことのできないほどの現実的課題であって、ともかくも現実的に利用できる条件によって解決するか、代償的方法によって満足するか、いずれにしても解決を求めてやまない問題である。それは生活とは、しばらくでも休んだり、やめたりすることのできない絶対的かつ現実的³³⁾な課題だからである。

さらに「現実性の原理」は、生活困難を抱える具体的な個人に足場を置くだけでなく、支援に携わる者とともに現存の社会制度の不備や欠陥を指摘し、ひいては社会全体の変革へと繋がる道筋を提供する。

社会関係の主体的側面を固有の視点とする社会福祉は、生活問題の当事者と同じ立場であるから、当然に生活問題解決の最終的な責任を負う社会制度でもあり³⁴⁾ということが出来る。従って社会福祉の提供するサービスは、何よりもまず生活問題の実際的解決をそのうちに含んでいなくてはならない。現実³⁴⁾に利用しうる条件の中で解決できないような対策は、いかにそれが理論的に正当なものであっても、社会福祉的援助としては無意味である。そこでこれを「現実性の原理」とよぶ。

社会福祉固有の視点にもとづく「制度としての社会福祉」は、生活当事者とその支援者とともに、社会的分業によって生じた生活上の課題を把握し、その解決をはかる。すべての人々を対象とした「普遍的処遇」にもとづき、生活の現場に足を踏み入れる。「法律による社会福祉」と「自発的な社会福祉」との批判的協力関係が成立する。社会諸制度を総合化したものではなく、また個人の内面的適応を強いるものでもない。

すなわち社会福祉固有の視点は、生活関連施策の各種の専門分業制度と異なる立場から生活問題を理解し、これに接近することを意味すると同時に、それは生活問題当事者ないし生活者自身と同じ立場にたつということである。つまり生活問題に対する福祉的理解という点において両者は共通点をもっているのである。この共通理解を手がかりとして、社会福祉的援助は、生活問題当事者に接近し、彼自身の問題解決を援助することが可能になるのである。³⁵⁾

国家ないし地方自治体という一定の範囲を

想定し、「平均値」とその偏差から把握される構造的課題の析出と各種資源の配置にもとづく解決策の構築ではなく、「社会福祉」は社会生活の基本的要求を実現する要としての個人に着目し、同じ生活当事者として支援にあたる。「社会福祉の援助を受ける対象者」ではなく、「社会福祉の援助の取りあげるべき問題」を「社会福祉の対象」とする。³⁶⁾「ひと」ではなく、「ひとの状態」への支援である。支援が必要となる状態は「社会関係の不調和」「社会関係の欠損」「社会制度の欠陥」としてまとめられる。³⁷⁾さらに、社会福祉が果たしうる5つの機能（評価的・調整的・送致的・開発的・保護的）が示され、³⁸⁾こうした機能を果たしうる社会福祉の「分野」が提案された後、援助方法としてソーシャルワークの道筋が示されたところで、本書は完結する。⁴⁰⁾

社会福祉は生活困難の当事者による自発的な解決を援助する行為と制度である。つまり、自発的な解決ないし本人自身による解決に失敗した人を援助して、もう一度合理的に考え直して、自身による解決をやり直すために、社会福祉の専門家が手助けをするのである。けっして社会福祉の専門家が代って解決するのではない。従ってその生活問題の解決法は、平均的な日本人が毎日、自分の生活問題を解決しているやり方をモデルとするものである。⁴¹⁾

「あたりまえの生活」の実現に、「特別な方法」は不要である。社会生活の現場で、当事者の声に耳を傾ける。生活上の課題を抱えた具体的な個人と肩を寄せて同じ景色を見る。「社会福祉政策」や「社会保障」「公衆衛生」等とは分業に基づく棲み分けが必要である。こうした立ち位置を見失ったとき、「岡村社会福祉論」は変質を余儀なくされるのであり、「社会福祉とは何か」という議論

もまた曖昧なものとならざるを得ないのである。

V 岡村社会福祉論の発展的検討に向けて

以上、1983年に発表された岡村重夫の『社会福祉原論』をテキストとし、その論理構造を明らかにする作業を通じて、「社会福祉とは何か」という根本的な問題に取り組んできた。岡村の社会福祉論は、(1)「法律による社会福祉」と「自発的な社会福祉」との批判的協力関係、(2)「社会生活の基本的要求」と「社会関係の主体的側面」に基づく「社会福祉固有の視点」、(3)「社会福祉固有の視点」から導き出される援助の原理、という論理構成からなっており、そのいずれも欠く事ができない。

「社会福祉政策」ではなく、生活当事者とその社会環境へとはたらきかけるソーシャルワークである。⁴²⁾生活上の課題を抱える具体的な個人を前にした「現場の理論」である。そのため、制度・政策論の視点からは次のような典型的な批判が今日でもなされている。

「岡村社会福祉学では社会制度と個人の取り結ぶ社会関係はとらえられているが、その背景に存在し、社会制度のありようを規定する社会総体とその運動をとらえるための視点や枠組み、さらに言えばそれを歴史的、社会経済的な社会構成体としてとらえる視点や枠組みが準備されていない」⁴³⁾。しかし、ここまでの議論をふまえるのなら、こうした批判は制度・政策論の側から岡村社会福祉論を矮小化したものであると言わざるを得ない。

「社会福祉固有の視点」にもとづく岡村社会福祉論は、その妥当性等についての実践的研究による検証作業が必要とされている。⁴⁴⁾社会福祉は後戻りすることなく単線的に発展するのか。社会生活の基本的要求は今日においても妥当性を持ちうるのか。⁴⁵⁾社会福祉固有の視点から導き出される援助は実際に有効なの

だろうか。そうした援助を有効なものとする社会構造上の課題とはいかなるものなのか。具体的な生活当事者を常に目の前にした検証作業によって、岡村社会福祉論の展開・発展は可能となり、「社会福祉とは何か」という問いにも明確な回答を用意できるようになるのである。

【注】

- 1) 大友・永岡. 2013:1.
- 2) 手元にある岡村の『社会福祉原論』は「2008年5月初版第19刷」である。
- 3) 三浦・宇山. 2003:37-44.
- 4) 孝橋. 1962.
- 5) 古川. 2012. 280.
- 6) 社会福祉政策の主流は、資本主義社会体制の存続を目指したものである（坂田. 2014）。
- 7) Lyotard. 小林康夫訳. 1986.
- 8) 中西. 2014. また、障害者の自立生活運動の原点の一つとなった「誰でも乗れる地下鉄をつくる会」が1976年に大阪で結成された際、代表者の一人として名を連ねているのが岡村重夫である（全国自立生活センター協議会. 2001:303）。
- 9) 浦河べてるの家. 2005.
- 10) 惣万. 2002.
- 11) 岡村. 1983:3.
- 12) 同:3.
- 13) 同:23.
- 14) 同:24-64.
- 15) 同:66.
- 16) 同:66-67.
- 17) 同:67.
- 18) 同:68.
- 19) 同:69.
- 20) 同:70.
- 21) 岡村前出:78-79. この点に関しては「哲学」に拠る（松本. 1993;井上. 2013）ことなく、

次のような社会学の古典的な発想から理解可能である。「それぞれの個人は、飲んだり、眠ったり、食べたり、考えたりするわけであるが、およそ社会はこれらの機能が規則的にはたされることに関心をもっている。かりにそれらが社会的事実であるということになれば、社会学はそれ固有の対象をもたないことになり、その領域は生物学や心理学の領域と区別がつかなくなってしまう。〔改行〕ところが、実際はといえば、およそ社会のうちには、他の自然諸科学の研究している現象からきわだった特徴をもって区別される、ある一定の現象群が存在している」（Durkheim. 宮島喬訳. 1978:51）。

- 22) 岡村同:82.
- 23) 同:83.
- 24) 同:86.
- 25) 同:86.
- 26) 同:90.
- 27) 同:102.
- 28) 同:96.
- 29) 同:97.
- 30) 同:98-99.
- 31) 同:99.
- 32) 同:100.
- 33) 同:101.
- 34) 同:101-102.
- 35) 同:103.
- 36) 同:106.
- 37) 同:104-113.
- 38) 同:114-127.
- 39) 同:127-135.
- 40) 同:136-149.
- 41) 同:146.
- 42) 岡本・平塚. 2010.
- 43) 古川. 2012:282.
- 44) 大橋. 2012:277.
- 45) たとえば「家族的安定」は「異性愛」を前提としており、「セクシャルマイノリティ」の生活課題について考察を難しくしている（薬師他. 2014）。

【文献】

- Durkheim, Émile (著). 宮島喬 (訳). 社会学的方法の規準. 302. 東京. 岩波書店;1978 (1895).
- 古川孝順. 岡村社会福祉学に学ぶ. 松本英孝・永岡正巳・名倉道隆編著. 社会福祉原理論 (岡村理論の継承と展開第1巻). 303. 京都. ミネルヴァ書房;2012:278-282.
- 井上英晴. 生と死の援助学－岡村重夫をメディアウムとして. 291. 京都. かもがわ出版;2013.
- 孝橋正一. 全訂社会事業の基本問題. 343. 京都. ミネルヴァ書房;1962 (2009復刻).
- Lyotard, Jean-François. 鈴木康夫. ポストモダンの条件－知・社会・言語ゲーム. 232. 東京. 水声社;1986 (1979).
- 松本英孝. 主体性の社会理論－岡村社会福祉学入門. 219. 京都. 法政出版. 1993.
- 三浦文夫・宇山勝儀. 社会福祉通論30講. 328. 東京. 光生館;2003.
- 岡本民夫・平塚良子編著. 新しいソーシャルワークの展開. 249. 京都. ミネルヴァ書房;2010.
- 岡村重夫. 社会福祉原論. 149. 東京:全国社会福祉協議会;1983.
- 大橋謙作. 岡村理論の思想的源流と理論的發展課題. 松本英孝・永岡正巳・名倉道隆編著. 社会福祉原理論 (岡村理論の継承と展開第1巻). 303. 京都. ミネルヴァ書房;2012:268-277.
- 大友信勝・永岡正巳編著. 社会福祉原論の課題と展望. 216. 京都. 高菴出版;2013.
- 中西正司. 自立生活運動史－社会変革の戦略と戦術. 258. 東京;2014.
- 坂田周一. 社会福祉施策 (第3版). 335. 東京:有斐閣;2014.
- 惣万佳代子. 笑顔の大家族このゆびとーまれー「富山型」デイサービスの日々. 285. 東京. 水書房;2002.
- 浦川べてるの家. べてるの家の「当事者研究」. 297. 東京. 医学書院;2005.
- 薬師実芳・笹原千奈未・古堂達也・小川奈津己. LGBTって何だろう. 127. 東京. 合同出版;2014.
- 全国自立生活センター協議会. 自立生活運動と障害文化－当事者からの福祉論. 480. 東京. 現代書館;2001.